

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和2年6月25日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和1年8月5日
	訪問調査日	令和2年1月16日
	事業所との評価結果の確定日	令和2年6月19日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	坂みみょう保育園	種別	保育所		
事業所代表者名	園長 倉本 弘子	開設年月日	平成27年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 微妙福祉会	定員	140人	利用人数	147人
所在地	〒731-4314 広島県安芸郡坂町坂西2丁目2番12号				
電話番号	082-884-3007	FAX番号	082-884-3008		
ホームページアドレス	http://mimyo.org/dai1/index.php				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○0歳児(生後2か月)から0歳児の保育	毎月:避難訓練, 身体測定, 誕生会, 交通安全指導
○延長保育(早朝, 夕方, 土曜) 障がい児保育	入園式, 卒園式, 親子遠足, 学区夏祭り, 運動会
○園開放	保育参観
○子育て相談	*別紙資料参照
保育室等の概要	保育室以外の施設設備の概要
○保育室 6室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○乳児室 1室	○ほふく室 1か所 ○事務室 1か所
○子育て支援室 1室	○その他
○保健(医務)室 1室	トイレ(7か所), 調理室(1か所), 調乳室(1か所)
	沐浴室(1か所), 砂場(1か所), 足洗い場(1か所)
	プール(1か所)

職員の配置

職種	人数(うち常勤人数)	職種	人数(うち常勤人数)
施設長(園長・所長)	1人(1人)	嘱託医	2人(0人)
主任保育士	1人(1人)	事務員	1人(1人)
保育士	22人(15人)	用務員	1人(0人)
管理栄養士	1人(1人)	駐車場	1人(0人)
調理員	2人(2人)		人(人)
	人(人)		人(人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

坂みみよう保育園は、社会福祉法人微妙福祉会が坂町から移管を受け、建物を一部改修して、平成27年に開設されています。園長を含め、3分の2の職員が移管前の町立保育所から微妙福祉会へ継続雇用となり、当初は、民営への戸惑いや悩みもあったようです。しかし、法人理念や「相手目線に立ち、子どもたちや保護者に寄り添う保育の重要性」に共感し、それらに取り組んでいく過程が職員の意識改革に繋がり、組織としてまとまりつつあります。

建物2階にあるホールは、集会や行事の他、地域の一次避難所としても利用されており、閉園時でもすぐに避難できるように、園の備蓄倉庫と集会ホールは地域と調整し開放されています。

各保育室は清潔に保たれ、廃材や自然物の竹・木・石等の素材を使った個性あふれる子どもたちのあそびの痕跡等が飾られ、それらは「ドキュメンテーション(日々の子どもの記録を起点に、写真を活用した保育手法)」で保護者にも紹介されています。園庭では、のびのびと遊ぶ子どもたちの姿が見られ、「遊びながら学び、それを伝えていく」という園の保育姿勢が、職員や園児に浸透していることが窺えました。町や地域から無償提供された畑で菜園活動を行い、収穫した野菜は給食の食材にするなど、食育にも力を入れておられます。

訪問時の聞き取りの際に、評価調査者が求める資料を迷うことなく提示されていたことから、日頃から資料やマニュアルを活用しながら業務に取り組まれていることが窺えました。

◎特に評価の高い点

(1)地域・保護者との関係は、保護者会の「さくらんぼ会」との連携をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、小・中・高校生、第三者委員等と積極的な交流に努められています。特に平成30年の豪雨災害では、園が避難所として被災者を受け入れた経験が契機となり、さらに地域と強い絆を育まれています。(管理運営編_2(5)地域との連携 No.16)

(2)入園のしおりや園だよりドキュメンテーション等を通して、日々の保育活動や成果を保護者に紹介し、子どもの活動の見える化に努められています。加えて、年度末の園評価や行事ごとで実施する保護者アンケートなど、風通しの良い施設への取り組みは、保護者の安心と信頼に繋がるものと言えます。(管理運営編_3(3)サービスの開始・継続 No.29・30, サービス編_3(1)保護者等への支援 No.25)

(3)年に複数回実施する昼食バイキングでは、異年齢の子どもたちや地域との交流を図り、園児は食事を楽しみながらマナーを身につけたり、偏食の減少にも繋がっています。また、保護者会と共催で安芸地区栄養士会による「食育出前講座」を年1回、管理栄養士による給食参観・試食会を年1回開催し、年齢や疾病によって配慮が必要な食事の情報提供など、食の興味・関心が持てる取り組みをされています。(サービス編_2(2)健康管理・食事 No.11)

(4)木の実や落ち葉、廃材などを作品の素材として使い、自由に遊んだり作ったりできるように工夫されています。竹を使った遊びや子どもたちのアイデアで作られたブランコや木の家など、自然遊びの楽しさや外で工夫して遊ぶ力を育てる保育が実践されていました。(サービス編_2(3)保育環境 No.17)

◎特に改善を求められる点

(1)各所の清掃は、担当者が行き清潔を保っていますが、清掃後の確認や点検担当者等は決められていません。今後は、清掃や実施後の点検等が確実に実施されるよう、複数の目で確認できるチェック体制の見直しとマニュアルの職員への周知について検討されることを提案します。(管理運営編_2(4)設備環境 No.15)

(2)ボランティア受け入れに関する考え方や手順等は、法人の要綱が策定されています。しかし、要綱が園内では十分に周知徹底されておらず、活用できていない部分が見受けられました。園は地域との関係が強く、また多くのボランティアの支援も受けておられます。よって、今後のさらなる発展への期待を込めて、ボランティア等の受け入れの基本的な点については法人要綱の周知に努められ、また、法人の定めのない事項については、地域性や園の独自性を踏まえながら、柔軟な視点で整理されてみてはいかがでしょうか。(管理運営編_2(5)地域との連携 No.16)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度、第三者評価を受審して、色いから角度から評価項目を職員全員で再点検する機会を得ることができ、園内研修としても大きな意味を感じました。また、評価調査員の皆様から評価をしていただく中で、今まで気づいていなかった園の特徴や改善点が、今後の課題とともに明確になりました。

利用者・職員にとって、安全で安心な保育園運営におけるキーワードとして、色いから事項を周知するための対策に取り組みながら、職員の資質向上を図って参りたいと思います。

ご丁寧なご指導、ありがとうございました。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	法人としての理念・基本方針・保育目標が確立・明文化されています。「感謝と思いやりのある自主的な行動のとれる子に」という保育理念を実践するため、法人研修の場で、日々の保育の実践について振り返る機会を持たれています。理念や基本方針は、園内掲示板やホームページ、入園のしおり、園内報等で、保護者や地域など、全体に周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	法人として、平成29年度から令和2年度までの4年間を中期行動計画として策定されています。福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、みみょうグループが経営する保育・教育の役割を十分に果たすため、中期行動計画策定の趣旨を具体的に示し、経営理念、基本方針及び実施事業を体系的に整理されています。また、理事会や月1回の園長会で実行状況を確認し、課題を明らかにするとともに、それらを計画に反映されています。事業計画の策定には、前年度を振り返りながら、継続目標・新たな目標を整理されています。策定した計画は、職員会議で紙媒体を配布し説明されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	事務分掌を定め、施設長自らの役割と責任について文章化されています。法人グループで実施する管理職研修では、行政の動向や労務に関する法律、リーダーシップマネジメント、人材育成、労務管理等が組み込まれており、園長のマネジメント能力の育成、財務管理能力の向上に取り組まれています。園長と主任が中心となり、園全体の現状把握や管理、業務の効率化と改善に取り組まれています。年1回、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会の「自己点検ツール」を実施し、データ分析した内容を踏まえて職場の課題を話し合い、改善に取り組まれています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	平成30年7月豪雨災害をきっかけに、災害時には園を一次避難所として利用できるように登録するなど、保育園利用者以外の地域ニーズにも応えられています。経営状況や改善すべき課題について、月1回の園長会で意見交換し、園内会議で職員に周知されています。必要に応じて、公認会計士や税理士、社会保険労務士による助言・指導を受けておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	人材の確保・定着、育成を法人として取り組まれており、採用計画や内定者フォローアップ、職員処遇の把握・分析・課題抽出、体系的・計画的な研修実施など、中期行動計画に具体的に明記されています。職員の質の向上に向けた取り組みとしては、人事考課制度の導入により、職員一人ひとりの目標の設定と達成状況の把握が行われています。チャレンジ目標は経験年数に応じて項目内容を変えた様式を利用しており、職員の目標に応じた職務や研修内容の計画に反映されています。また、園外研修受講の希望者がいれば、受講できるように調整されています。 保育士や栄養士の実習生の受け入れを積極的に行われています。実習マニュアルの整備を行うとともに、オリエンテーション後は部分実習を繰り返し行い、「楽しい保育」を感じられる人材養成に取り組まれています。
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	緊急時に備えて、防災訓練や避難訓練、不審者侵入対応訓練などをマニュアルに基づき実施されています。訓練実施後は、マニュアルやチェックリストの見直しが必要かを検証し、必要に応じて改善されています。事故のあった場合や事故に繋がる可能性のあった事象、些細なヒヤリ・ハット状況を記録に残し、職員全体で周知するとともに、対策を迅速に検討されています。また、園外の散歩コースで危険箇所を洗い出し、図に書き起こしたマップを作成されています。マップは職員だけで周知するだけではなく、園内の掲示板で保護者にも周知できるように工夫されています。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価：N0.14-15	<p>園庭や保育室、ホール、廊下など、自由に活動できるよう広々としたスペースが確保されています。園舎の構造が外廊下外階段のため、砂があがりやすいですが、用務員が常に気にかけて清掃されています。トイレや手洗い場は、年齢に応じて使いやすいつくりになっており、掃除も丁寧に行われています。園舎にスロープが設置されていたり、エレベーターを完備するなど、バリアフリーにも配慮されています。</p> <p>◎各所の清掃は、担当者が行き清潔を保っていますが、清掃後の確認や点検担当者等は決められていません。今後は、清掃に見落としがないか複数の目で確認されることを提案します。</p>
	(5)地域との連携 自己評価：N0.16	<p>地域との関係については、保護者会の「さくらんぼ会」との連携をはじめ、民生児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、小・中・高校生、第三者委員等と交流を積極的に取られています。特に、平成30年の豪雨災害では園が避難所として被災者を受け入れた経験が大きな契機となり、さらに地域と強い絆を育まれています。現在では、地域の一次避難所にも指定されており、緊急時に備えて、食料、飲料水、生活用品など、防災用品・備蓄品が整備されています。また、閉園時にも避難ができるように、園の備蓄倉庫と集会ホールは地域に開放できるように調整されています。</p> <p>◎ボランティア受け入れに関する考え方や手順等は、法人の要綱が策定されています。しかし、この要綱を園内で周知徹底されておらず、活用できていない部分が見受けられました。ボランティアの受け入れについて意識統一を図るためにも、今後は、法人が定める要綱を職員全体で周知し、法人として定めのない事項は園としてどのように考えるのかを整理されてみてはいかがでしょうか。</p>
	(6)事業の経営・運営 自己評価：N0.17-18	<p>町内の園長会議等には園長や主任が出席し、現場の取組や課題について意見交換されています。また、法人園長会を通じて、制度に関する情報や意見を収集し、運営に反映されています。</p> <p>財務諸表の公開については、法人グループで開示方法や開示する情報の範囲を定めた規程を整備されています。財務諸表は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム(ワムネット)で公開されており、法人ホームページにもリンク先を掲載されています。</p>
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：N0.19-24	<p>子どもの人権を常に尊重し、個人の尊厳が守られる保育の提供となるよう、中期行動計画に具体的内容を掲げ、職員全体で周知徹底しながら実践されています。子どもを尊重する姿勢では、「NG用語集」を作成し、具体的な事例をもとに職員の理解を深められています。子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルを整備し、漏れてはいけない記録等は、事務室の鍵の掛かる棚や金庫に管理されており、必要時以外は常に施錠するよう徹底されています。</p> <p>保護者の意向を確認する目的で、年1回、法人全体の保護者アンケートを実施されています。また、園独自でも行事ごとにアンケートを実施し、保護者の意見や対応の結果は職員全体で周知されています。さらに、保護者の意向を把握するだけでなく、園だよりやクラスだよりでは、保育状況や活動内容を保護者に伝える「ドキュメンテーション」の手法を用いて情報発信されています。</p> <p>苦情解決の仕組みについては、園内に窓口の一覧表を掲示するとともに、入園のしおりに記載し、新入園児説明会時で伝えられています。</p>
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：N0.25-28	<p>法人全体の取組みとして、職員ごとにチャレンジ目標計画を作成し、職員自らが保育実践を振り返りながら自己評価されています。また、法人の方針として第三者評価を計画的に受審することを中期行動計画に位置づけ、保育の質の向上に向けた体制の構築に取り組まれています。子ども一人ひとりに関する保育や心身の状況が適切に記録されています。日々の保育を円滑に進めるため、各クラスにマニュアル冊子を設置し、職員に周知徹底を図りながら迅速に対応するよう取り組まれています。</p>
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：N0.29-32	<p>「入園のしおり」で保育の具体的な取り組みや各事業の紹介、健康・安全の情報提供、保護者連携の子育ての提案等を分かり易く丁寧に紹介し、丁寧に細やかな情報提供をされています。また、園だよりをはじめ、クラス・給食・保健からの毎月の報告や情報提供、思いを汲み取る仕組みは、保護者の安心感と信頼を高めていることを窺わせるものでした。</p>

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編:保育所

<p>1 事業所運営体制の基本</p>	<p>(1)サービスの質の確保 自己評価:N0.1-3</p>	<p>毎月の法人園長会議で、各園の取り組みや課題などを情報共有できる仕組みがつくられています。朝のミーティングや週1回のミニ職員会議、月1回の職員会議などで情報共有に努め、日常的にも職員一人ひとりの目標をもとに課題意識を持って、指導助言が行える体制がつくられています。また、法人全体のアドバイザーとして配置する臨床心理士や幼児発達支援センターの療育コーディネーター、造形遊びの講師など、専門職による助言をいつでも受けられる体制が整えられています。</p> <p>子どもに関する情報を記録するための統一した様式があり、個別の情報を「桜システム」で管理しているため、必要な時にすぐに確認できる体制が取られています。個人情報が含まれる書類等は、鍵のかかる書庫や金庫に保管し、持ち出し時には園長や主任が必ず確認するなど、情報の漏洩、放置、流出が起こらないように徹底されています。</p> <p>◎ミーティングや会議等に参加できない職員には、会議の内容をペーパーで配布し、口頭で伝えられていますが、それらが的確に職員に伝わっているかは不明とのことでした。今後は、指示・命令や伝達の漏れがないか確認するためにも、回覧等には職員の押印欄等を設けるなど、チェック体制の工夫をされてみてはいかがでしょうか。</p>
<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(1)発達援助の基本 自己評価:N0.4-8</p>	<p>保育所保育指針の改定にあたり、法人が運営する各園の園長、主任、経験年数の長い職員で構成されたプロジェクトチームを作り、法人で統一した全体的な計画が策定されています。全体的な計画を踏まえて作成された園の指導計画は、地域の特徴を活かし、あそびの流れと環境構成に配慮した内容となっています。また、どの職員が見ても分かりやすいよう、あそびの内容等は写真やイラストを使った資料を作成し、目で見て理解することで実践に活かせるよう工夫されています。子どもの発達に合わせた保育や異年齢児との関わりを持った保育に力を入れておられます。高齢者施設への訪問や小・中学生の職場体験等、さまざまな年代の人と交流する機会がつけられています。</p>
	<p>(2)健康管理・食事 自己評価:N0.9-14</p>	<p>クラス担任を中心に、子どもの健康状態の把握と記録が適切に行われています。保健だよりでは、必要な情報や流行の病気、予防方法などを発信されています。健康診断と歯科検診を年2回実施し、結果は保護者にも報告されています。</p> <p>年に複数回実施する昼食バイキングでは、異年齢の子どもたちや地域の人との交流を図る行事として楽しまれています。食事を楽しみながらマナーを身につけたり、偏食がなくなる等の成果にもつながられています。また、保護者会と共催で安芸地区栄養士会による「食育出前講座」を年1回、管理栄養士による給食参観・試食会を年1回開催し、年齢や疾病によって配慮が必要な子どもたちの食事や、食への興味を持たせるための工夫等について情報提供されています。園の畑で野菜を育て、子どもたちが収穫した野菜などを食材として使用されています。時には、園庭でおでんやカレーを大釜で調理するなど、食に関心が持てるよう工夫されています。アレルギーを持つ子どもには細心の注意を払うよう心がけ、提供時にはトレーの種類を変えたり、言葉に出して取り間違えないか確認されています。毎月の給食だよりで食への取組を情報発信する他、毎日の給食サンプルを掲示板前に設置されています。</p>
	<p>(3)保育環境 自己評価:N0.15-17</p>	<p>年4回、園内の設備点検を実施されています。各クラスに空気清浄機、温度計・湿度計を設置し、常に適切な状態に保持できるよう配慮されています。木の実や落ち葉、廃材などを作品の素材として使えるように整理・整頓し、自由に遊んだり作ったりできるように工夫されています。色々な素材や用具を使い、試行錯誤しながらも自立的にのびのびと遊んでいる子どもたちの姿を窺うことができました。また、竹を使った遊びや子どもたちのアイデアで作られたブランコや木の家など、自然遊びの楽しさや外で工夫して遊ぶ力を育てる保育が実践されていました。</p>

<p>2 子どもの 発達 援助</p>	<p>(4)保育内容 自己評価：N0.18-23</p>	<p>トイレ利用後に自発的にスリッパを揃える子どもがいるなど、日常の保育生活を通して社会的ルールを体験し学べるように取り組まれていることが窺えました。年長児では、平和記念公園など園外に出かけ、公共の場を使う時の約束ごとを学び、成長できるよう取り組まれています。玄関前や園内では花や野菜を育て、自然環境と触れ合う機会を多く持つことで、さまざまな興味や感覚が身につくように工夫されています。子ども同士のトラブルも成長の一環として見守り、時には職員が仲立ちとなり、相手の気持ちを代弁しながら人間関係が育つように働きかけられています。</p> <p>乳児保育については、生活リズムを整える観点から、授乳や離乳食の段階などを栄養士を交えて細かく把握されています。全職員にSIDS(乳幼児突然死症候群)に関する知識が周知され、睡眠チェックは4分おきに確認し、記録に残されています。</p> <p>長時間保育や障がい児保育については、環境を整備するとともに、安心して利用してもらえるよう保育内容等に配慮されています。</p>
<p>3 子育て 支援</p>	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：N0.24-28</p>	<p>2歳児以上のクラス懇談や各年齢で実施される個人懇談など、保護者と共通理解を得る機会を設けられています。毎日の活動の様子を情報発信していく「ドキュメンテーション」で日々の子どもの成長やクラスでの様子を分かりやすく伝えるなど、保護者との関わりを丁寧に対応していく心がけられています。また、日々の保育の様子や行事、地域子育て支援の様子、園開放の様子はホームページでも情報発信されています。毎回の行事や年度末の園評価など、年10回は保護者アンケートを実施し、ニーズを的確に把握できるように努力されています。</p> <p>外部の療育アドバイザーを招き、子育て(療育)相談を受けれる機会をつくられています。必要に応じて、担任、主任、園長が窓口となり、保護者の相談に応じられています。</p> <p>虐待対応についてのフローチャートや職員会議で周知するなど、職員が適切に対応できるよう体制を整えられています。</p>
<p>4 子どもの 安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：N0.29-31</p>	<p>食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策マニュアルを作成し、職員全体で周知されています。子どもたちには、予防のためには手洗いが大切なことを伝えたり、視覚的に分かりやすく掲示物で促すなどの努力をされています。</p> <p>子どもの急変時や事故発生等、緊急時に迅速に対応できるよう、救急対応手順と連絡先を誰が見ても分かりやすく図式化しており、各保育室に掲示されていました。また、年1回、救命救急法の研修を実施されており、子どもの命を守ることに危機感を持った保育が行われています。</p> <p>防犯カメラなどの監視体制を整備するとともに、年3回の不審者侵入対応訓練を実施されています。年1回は、警察の指導のもと、不審者の侵入などに素早く対応できる体制を整えられています。</p>
<p>5 地域 との 関わり</p>	<p>(1)関係機関及び地域との連携 自己評価：N0.32-34</p>	<p>小学校と連携を図りながら、幼児期と児童期を円滑につなぐためにアプローチカリキュラム、スタートカリキュラム作りとともに、公開保育、公開授業の実施に向けて調整されています。町にある保育園(4園)の園長が持ち回りで要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとなり、地域の関係機関と協力体制を構築するとともに、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報を交換されています。週に2回の園開放を実施し、地域の子育て支援の拠点として、気軽に立ち寄れる場所を提供されています。また、目的や方法を具体的に示した「園開放年間計画」を策定し、ねらいを毎月定め、保育園と地域がいっしょになって子どもたちの育ちの支援となるように取り組まれています。</p>

自己評価・第三者評価の結果(管理運営編)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念, 基本方針が確立され, 明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており, 内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし, 遵守すべき法令等を理解していますか。	C	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上, 経営や業務の効率化と改善に向けて, 取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して, 改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたて, 実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し, 必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて, 積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し, 対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	---------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は, 利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は, 清潔ですか。	A	B	○

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	B	○
----	--------	---	---	---	---

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	B	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足度の向上	利用者満足度の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	B	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	B	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	D	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	A	

自己評価・第三者評価の結果(サービス編:保育所版)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営体制の基本

(1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受け る仕組み	職員が指導助言を受け る仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適 切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人と の交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観を植え付 けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けな いような配慮を行っていますか。	A	A	

(2)健康管理・食事

9	健康状態の把 握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の 実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整 備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていま すか。	A	A	
13	子どもの状況に 応じた食事の提 供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応 じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を 得ていますか。	A	A	

(3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された 場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整 備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	B	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	B	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	-	-	